

しごとと能力研究学会 著作権規程

『しごとと能力研究』編集委員会

(目的)

1. 本規定は、しごとと能力研究学会に投稿される著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。ここで、著作物とは著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - A. 「しごとと能力研究」に投稿される投稿原稿
 - B. 本学会が主催もしくは共催する全国大会、部会、シンポジウム等の予稿原稿
 - C. その他、A. 又はB. に類するものであって、本学会が指定するもの

(著作権の帰属)

2. 本学会に投稿される著作物の著作権は、著作者が本学会に対して投稿した著作物の掲載が決定した時点から原則として本学会に帰属する。
 - 2 前項の著作権には、著作権法21条から28条に定める以下のすべての権利が含まれる。
 - A. 複製権
 - B. 上演権及び演奏権
 - C. 上映権
 - D. 公衆送信権等
 - E. 口述権
 - F. 展示権
 - G. 頒布権
 - H. 譲渡権
 - I. 貸与権
 - J. 翻訳権、翻案権等
 - K. 二次的著作物の利用に関する原作者の権利
 - 3 特別な理由により前2項に定める取り扱いが不可能である場合、著作者は投稿時にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会、及び著作者の協議によって定める。
 - 4 前項に定める場合であっても、著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、第2項の著作権について国内外で無償で独占的に利用する権利を許諾するものとする。

(著作者人格権の不行使)

3. 著作者は、本学会及び本学会が当該著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。
 - 2 前項の著作者人格権には、著作権法第18条から20条に定める以下の権利が含まれる。
 - A. 公表権
 - B. 氏名表示権
 - C. 同一性保持権
 - 3 前項の規定は、本学会及び本学会が当該著作物の利用を許諾した第三者が、著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(著作者の権利)

4. 著作者は、自らが創作した著作物を利用する場合及び第三者に利用を許諾する場合、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。
 - 2 第1項の規定にかかわらず、著作者は以下に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自らが創作した著作物を利用できるものとする。
 - A. 機関リポジトリへの保存及び公開を含め、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自らが創作した著作物を掲載する場合
 - B. 著作権法第30条から第50条において許容された利用

(著作者の責任)

5. 本学会に投稿された著作物について、第三者の著作権その他の権利の侵害問題が生じた場合、当該論文の著作者が一切の責任を負う。

(紛争解決)

6. 本学会が著作権を有する著作物に対して第三者からの著作権侵害等があった場合、本学会と著作者は相互に協力してこれに対処する。

(以上)